

NO原発! なりわいネットとは?

目的

- 原発事故による被害を生み出さない状態にすること(原状回復)
- 原発事故の被害者全体を救済すること(全体救済)
- 原発ゼロの社会にすること(脱原発)
- 人の命や健康よりも企業の経済活動を優先させる社会を変えること(脱公害)

活動

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟の支援

↳ 裁判傍聴、現地視察、学習会企画、議員要請、省庁交渉など

原発事故被害者や脱原発に取り組む団体などとの連携

↳ 集会企画、省庁交渉など

市民やメディアへのアピール

↳ ニュース発行、学習会企画、記者会見など

会費

- ◆ 年会費 3000円(ニュースの送付方法:メール、郵送のいずれか)
- ◆ 年会費 1000円(ニュースの送付方法:メールのみ)

[振込先] 東邦銀行 福島市役所支店

普通 177960

名義人 NO原発 なりわいネット

(ノーゲンパツナリワイネット)

カンパも
大歓迎です!

私たちも応援しています!

(五十音順)

- 荒井 新二(弁護士、自由法曹団団長)
- 井上 淳一(脚本家、映画監督)
- 今中 哲二(京都大学原子炉実験所助教)
- 内村 千尋(不屈館館長)
- 海南 友子(映画監督)
- 吉良よし子(参議院議員)
- 白井 聡(京都精華大学専任教員)
- 中村 純(詩人、編集者、ライター)
- 西谷 文和(フリージャーナリスト)
- 蓮池 透(元東電社員)
- 堀 潤(元NHKキャスター、8bit news主宰)
- 松竹 伸幸(かがわ出版社編集長)
- 矢ヶ崎克馬(琉球大学名誉教授)
- 山本 太郎(参議院議員)

呼びかけ人も募集中です!!



被害者の方々が、1日も早く元の暮らしを取り戻すため。
放射性物質も原発もない、二度と公害が起きない社会を作るため。

Q&A

Q1. 何を目的とした裁判なのですか?

A 被害者の方々の様々な要求を実現させることを目的とした裁判です。今回の事故について、国の法的責任が認められれば、国は被害救済のため、生活再建や環境回復、健康被害対策、賠償などの対策をとり、責任を果たすことが求められるようになります。被害者の方々の要求が、法律や政策という形で実現されることになるのです。また、私たちは被害者の方々の要求が実現されることによって、放射性物質もない、原発もない、二度と公害が起きない、そんな社会を作っていきたいと考えています。この裁判は、そうした社会づくりのための取り組みの一環として位置づけられます。

Q2. どういった人が原告になっているのですか?

A 事故当時、福島県内及び隣接する宮城県、山形県、栃木県、茨城県に居住していた人が原告となっています。事故後、福島県など前記の各県から県外に避難した人も原告となっています。栃木県や茨城県などを加えているのは、放射性物質が県境を越えることを象徴的に表すためです。未成年の方から90歳代の方まで、あらゆる世代の方が原告団には含まれています。

Q3. 「NO原発! なりわいネット」に加入するための条件などはあるのですか?

A 「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟を支援し、「NO原発! なりわいネット」の目的に賛同していただける方であれば、どなたでも個人の資格で加入することができます。加入に際しては、年会費を支払っていただくことになります。

Q4. 「NO原発! なりわいネット」に加入すると、どういったことをするのですか?

A 条件の許すかぎり、できることは何でもしていただきたいです。裁判所へ傍聴に行く、集会などのイベントに参加する、署名を集める、新聞などに投書する、周囲の人たちに加入を訴える、議員や省庁に要請するなど様々なことを取り組んでいくことになります。過去の勝訴した公害訴訟などは、原告とともに多くの市民の方々が熱心に取り組んでいました。

Q5. 年会費はどういったものに使われるのですか?

A 裁判を勝利し、目的を実現させるためにも様々な取り組みを行う必要があります。そのためにも、事務所を借りたり、集会や学習会などのイベントを企画したり、ニュースを発行したりと、一定の支出を伴うことになります。いただいた年会費は、こうした取り組みの費用に充てられます。

現在、約4,000名の原告団と
約100名の弁護士が結集しています。
あなたも活動に参加しませんか!?

